

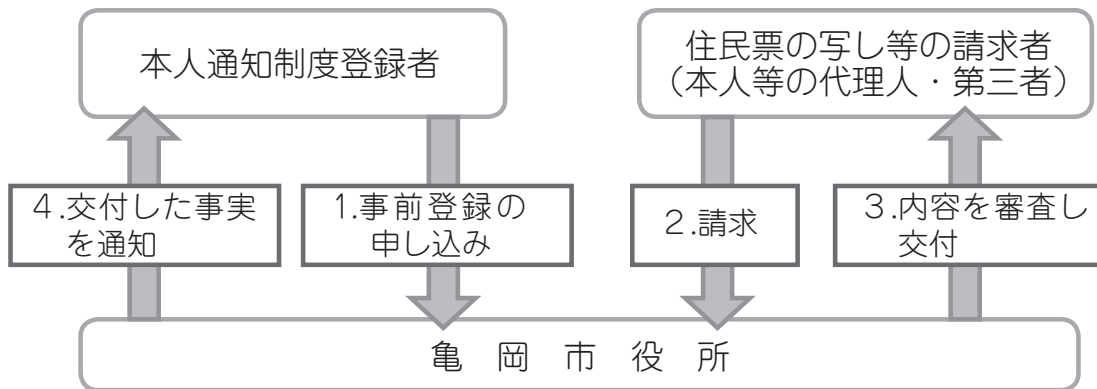
事前登録型本人通知制度に登録を！

亀岡市では、事前に登録された人に対して、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、その交付した事実を郵便でお知らせする「事前登録型本人通知制度」を実施しています。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的とするものです。

事前登録を希望される人は、市役所1階市民課へ提出してください。

※住民票の写しなどの証明書の交付の可否を登録者へ確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。



1 登録できる人

- ・ 亀岡市の住民基本台帳、戸籍に記載、または記載されていた人
- ※死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できません。

2 登録申請に必要なもの

- ・ 登録申請書
- ・ 印鑑
- ・ 申請者の本人確認書類(個人番号カード・旅券・運転免許証・官公署が発行した証明書で本人の顔写真が貼付されたもの。お持ちでない場合、その他官公署が発行した書類で、住所・氏名・生年月日等が確認できるもの)
- ※法定代理人(未成年の保護者や成年後見人)の場合は、上記に併せてその資格を確認できる書類(亀岡市で作成した戸籍謄本などで確認できる場合は省略できます)
- ※その他の代理人の場合は、上記に併せて委任者が作成した委任状

「登録申請書」は各町自治会事務所(亀岡地区は東部/中部/西部の3カ所)、市内各文化センターに設置しています。また、亀岡市ホームページ上に掲載していますので、登録を希望される人は、利用してください。

問 制度の詳細は、市役所1階市民課 TEL25-5019 または『亀岡市ホームページ [本人通知制度](#) **検索**』をご覧ください。

(市民課)

「門松カード」の活用を

今年も、12月15日(木)に「門松カード」を全戸配布しますので、ぜひ活用してください。こ

のカードは、皆さんからいただいた「緑の募金」の交付金により、資源(森林)の保護育成やごみの減量化を目的に、門松を用紙に印刷したものです。

問 (公財)亀岡市都市緑花協会
TEL23-2289、FAX24-9195
(農林振興課)

毎週水曜日は「地域子ども出迎えデー」《地域の子どもたちを地域で守ろう!》